第

2746

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 3月 23日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 借地権設定による経済的利益

A:財産評価基本通達に定める基準年利率 を通常の利率として計算してください。

【解説】

借地権の設定に当たり、権利金を収受する 慣行のある地域において、通常収受すべき権 利金を収受しなかったり、権利金の収受にか えて相当の地代を収受しなかった場合は、そ の権利金相当額の贈与があったものとされま す。

また、権利金の収受に代えて無利息又は低利で借入れを行い、その借入金の運用益を享受するような場合も権利金を収受したこととその実質が変わらないことから、その借入れに伴う経済的利益も借地権の設定の対価として取り扱われ、課税されることとなっています。

この場合の経済的利益の金額は、借入金額 の返済期間に応じた「通常の利率」の半分の 利率による複利現価率を借入金額に乗じて求 めた借入返済金額の現在価値を、借入金の総 額から控除して求めることとされており、通 常の利率は、財産評価基本通達に定める基準 年利率を用いて計算することとされています。

基準年利率は、月ごとに、また、期間ごと に定められています。







